

## ◆ 別表C 遊休財産額について



この表の **■** 欄を埋めていき、最下部の 42 欄（下図では⑦）に、遊休財産額が保有上限を超過していないか否かを記載します（電子申請では自動計算されます。）。  
 なお、この別表は、申請書に添付した収支予算書の期末における資産、負債等の見込みを基に作成します。

### 別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。遊休財産額は、以下の計算により算定します。

【遊休財産額＝総資産－（負債－対応負債）－対応負債の額】  
 ※対応負債とは、別表C(2)の「対応負債」に該当する負債の総額を指し、別表C(2)の「対応負債」に該当する負債の総額を指す。なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を増している場合には、負債計上で減算されることになっていないことである。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3.及び4.に必要な数値を作成します。）

資産の部	負債の部
1 活動資産計 1 円 円	1 借入金計 10 円 円
2 控除対象財産（別表C(2)から転記） 2 円 円	2 控除対象財産に直接対応する負債の額 10 円 円
3 その他の固定資産（4欄+5欄） 3 円 円	3 その他の固定資産に直接対応する負債の額 10 円 円
4 固定資産計（1欄+3欄） 4 円 円	4 引当資産計の合計額 10 円 円
5 固定資産の額に控除を記入要請 （別表C(2)の欄に控除を記入して下さい。その他の欄は、自動的に計算されます。）	5 その他の負債の額（11欄+12欄+13欄） 10 円 円
6 固定資産の額 5 円 円	6 負債計 20 円 円
7 遊休財産額の保有上限額（公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額）の計算 7 17 円 円	7 固定資産の額 5 円 円
8 公益目的事業の実施に要する費用の額 18 円 円	8 一般社団法人等（11欄）の負債 10 円 円
9 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 19 円 円	9 固定資産の額 5 円 円
10 遊休財産額の計算 10 20 円 円	10 対応負債の額 10 円 円
11 遊休財産額の額 20 円 円	11 遊休財産額の額 20 円 円
12 遊休財産額の保有上限額 20 円 円	12 遊休財産額の額 20 円 円
13 遊休財産額の保有上限額を超過の有無 20 円 円	13 遊休財産額の額 20 円 円

2. 遊休財産額の保有上限額（公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額）の計算

公益目的事業の実施に要する費用の額	公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額
14 公益目的事業の実施に要する費用の額 17 円 円	14 公益目的事業の実施に要する費用の額 17 円 円
15 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 18 円 円	15 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 18 円 円
16 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 19 円 円	16 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 19 円 円
17 遊休財産額の保有上限額 20 円 円	17 遊休財産額の保有上限額 20 円 円

3. 遊休財産額の計算

総資産の部	負債の部
18 総資産計 20 円 円	18 控除対象財産の額 10 円 円
19 固定資産計 5 円 円	19 対応負債の額 10 円 円
20 負債計 20 円 円	20 遊休財産額の額 20 円 円

4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかを選択し、○を記入して下さい。）

① 公益目的事業の実施に要する費用の額の方法

公益目的事業の実施に要する費用の額	公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額
21 公益目的事業の実施に要する費用の額 17 円 円	21 公益目的事業の実施に要する費用の額 17 円 円
22 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 18 円 円	22 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 18 円 円
23 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 19 円 円	23 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 19 円 円
24 遊休財産額の保有上限額 20 円 円	24 遊休財産額の保有上限額 20 円 円
25 遊休財産額の保有上限額を超過の有無 20 円 円	25 遊休財産額の保有上限額を超過の有無 20 円 円

② 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額の方法

公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額	公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額
26 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 18 円 円	26 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 18 円 円
27 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 19 円 円	27 公益目的事業の実施に要する費用の額に相当する額 19 円 円
28 遊休財産額の保有上限額 20 円 円	28 遊休財産額の保有上限額 20 円 円
29 遊休財産額の保有上限額を超過の有無 20 円 円	29 遊休財産額の保有上限額を超過の有無 20 円 円

【判定結果】

30 遊休財産額の保有上限額 20 円 円	30 20 円 円
31 遊休財産額 20 円 円	31 20 円 円
32 遊休財産額の保有上限額を超過の有無 20 円 円	32 20 円 円

### ㉑ 「対応負債の額」の考え方

例えば、法人の総資産 500、総負債 100、控除対象財産 300のうち 100は借入金で取得、他の資産は全て遊休財産額となるといった場合、対応負債である借入金を考慮しないで遊休財産額を計算すると、  
 $500（総資産） - 100（総負債） - 300（控除対象財産） = 100$

となり、遊休財産額が 200 という実態から離れた結果になります。

したがって控除対象財産から対応する負債の額を除くことによって、

$500（総資産） - 100（総負債） - （300（控除対象財産） - 100（対応負債）） = 200$  となり、負債の二重控除を排除するわけです。

### ㉒ 6 欄、7 欄、8 欄

それぞれの資産に直接対応する負債の合計額を記載します。

### ㉓ 商品等譲渡に係る原価相当額

認定法施行規則 § 15 II に規定する財産の原価の額が収支予算書の公益目的事業費の額に計上されていない場合にのみ記載します。

### ㉔ 特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額

当該事業年度の公益目的事業に係る特定費用準備資金の積立額の合計額を記載します。

### ㉕ 公益実施費用額から控除する引当金の取崩額

収支予算書において、公益目的事業に係る引当金取崩益を計上した場合には、その合計額を記載します。

### ㉖ 財産の譲渡損、評価損等の額

収支予算書の公益目的事業費の額に認定法施行規則 § 15 I、III、IV に定める財産の譲渡損、評価損、運用損の額が計上されている場合のみ記載し、遊休財産の保有上限額から控除します。

### ㉗ 遊休財産額の保有上限額の超過の有無

遊休財産額が遊休財産額の保有上限額以下の場合には「適合」、超過している場合は「超過」と記載してください（電子申請の場合は、自動で表示されます。）。



別表 C(4)、C(5) は、該当する資金がなければ、作成不要です。



対応負債の額の計算の方法には、①認定法施行規則 § 22Ⅶの方法と、②認定法施行規則 § 22Ⅷの方法とがあり、別表 C(1)の「4. 対応負債の額の計算」で選択できます。その違いは、次のとおりです。  
 (以下、FAQ (問Ⅴ-4-⑥)の抜粋です。詳細は、FAQ をご覧ください。)

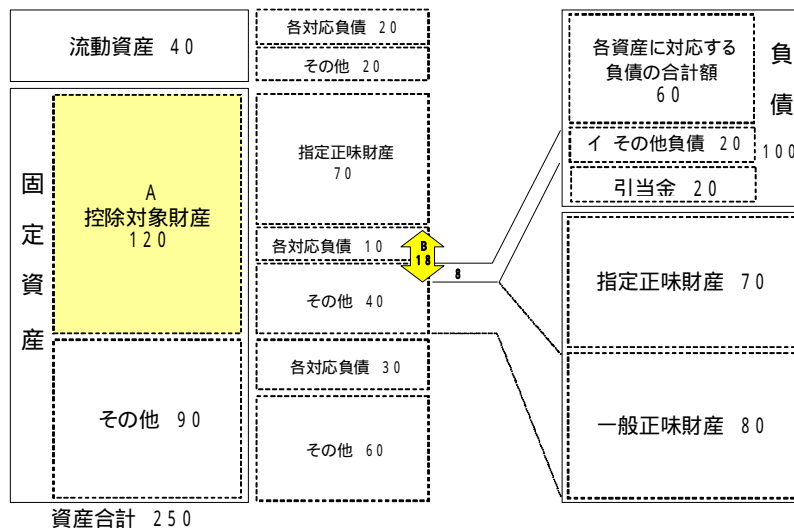
【設定事例】

資産	金額	負債・正味財産	金額
流動資産		負債	
現金預金	40	未払金	20
固定資産		借入金	40
基本財産		その他	20
土地	80	賞与引当金	20
建物	40	負債合計	100
その他固定資産		正味財産	
その他	90	指定正味財産	70
		一般正味財産	80
資産合計	250	負債・正味財産合計	250

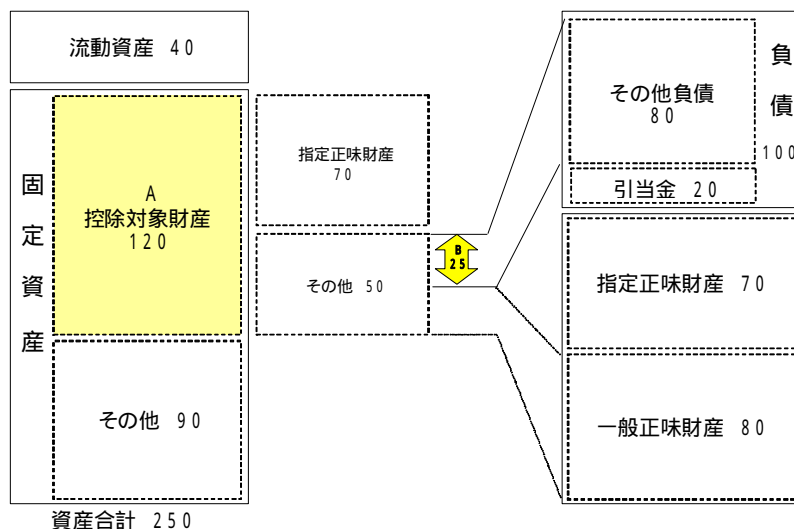
※控除対象財産  
 公益目的保有財産とした土地(80)及び建物(40)

※資産の各科目との対応関係が明らかな負債の額  
 ・未払金(20)は翌期首に現金預金から支払うもの  
 ・借入金(40)は次の資産の取得に充てている  
 建物(10)、その他資産(30)  
 (それぞれ控除対象財産に対応する負債)

《認定法施行規則 § 22Ⅶの方法》



《認定法施行規則 § 22Ⅷの方法》



## 別表C(2) 控除対象財産



遊休財産額の計算に際して、控除する対象資産について説明していただくものです。

### 【記載上の注意】

- 「①公益目的保有財産」には、公益目的事業の用に供する財産（認定法施行規則附則Ⅱ①）及び不可欠特定財産（認定法 § 18⑥（同法 § 5⑯））をすべて記載してください。
- 公益目的事業と公益目的事業以外に共用する財産は、別表 C(3)に基づき、面積、帳簿価額等を区分した上で、公益目的事業の用に供する部分のみ公益目的保有財産に記載してください。また、公益目的事業以外の用に供する部分は、②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産に記載してください。
- 公益目的事業と公益目的事業以外に共用する財産であっても、それぞれの用に供する箇所について物理的な特定が困難で区分できない場合には、一の事業の資産として当該財産を経理してください。
- 「②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」には、公益目的事業の財源確保のため又は公益目的事業に付随して行う収益事業等の用に供する固定資産、公益目的事業や当該収益事業等の管理業務の用に供する固定資産を記載してください。

別表C(2) 控除対象財産

別表C(2) 控除対象財産		記入要領：下段の②を、別紙2に記入してください。	
事業年度	事業番号	事業の用途 (用途、使用設備、使用状況等)	取得時期
年	月	日	法人コード 法人名
①公益目的保有財産			
1			取得時期
2			取得時期
3			取得時期
4			取得時期
5			取得時期
6			取得時期
7			取得時期
8			取得時期
9			取得時期
10			取得時期
計(注)			
②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産			
1			取得時期
2			取得時期
3			取得時期
4			取得時期
5			取得時期
計(注)			

### ㉑ 財産の名称、場所、面積、構造、物量等

貸借対照表又は財産目録と一致した記載にしてください。

### ㉒ 事業番号

当該財産の使用実態に応じて、別紙2の「1. 事業の一覧」の該当する事業番号を記載してください。複数の事業に使用している場合は、複数の事業番号を記載してください。法人の管理運営に用いる財産は、「管」と記載してください。

### ㉓ 財産の使用状況

当該財産の使用状況を記載してください。当該財産を公益目的事業と公益目的事業以外に共用している場合は、財産全体の使用の概要を記載の上、当該事業における使用面積、使用状況等を記載してください。

### ㉔ 不可欠特定財産、取得時期

当該財産が不可欠特定財産である場合には、上段に○を記載し、下段に当該財産を取得した時期を「認定前」、「認定後」のいずれかで記載してください。



管理会計に区分経理した積立金等から生じた果実を管理費の財源に充てる場合、果実が適正な管理費相当額の範囲内である場合は②の財産に該当します。  
自己で所有する施設等の災害復旧、復興に充てるために積み立てる資金を合理的に見積もった範囲で特定資産として経理する場合には②の財産に該当します。また、災害救援等を事業として行うことを定款に位置づけている法人が、災害等発生時の緊急支援のための備えを過去の実績や類例等から合理的に見積もった資金は④の資金で整理できます。

### ㉕ 共用財産、共用割合

当該財産を「①公益目的保有財産」と「②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」に区分して記載した場合は、上段に当該財産の「②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」における番号を記載してください。（記載例：②-1）また、別表 C(3)に基づき、下段に当該財産全体に占める公益目的事業に使用する割合を%で記載してください。（共用財産であって、それぞれの用に供する箇所について物理的な特定が困難で区分できず、当該財産全体を公益目的保有財産に記載した場合であっても、公益目的事業に使用する割合は記載してください。）

### ㉖ 共用財産、共用割合

当該財産を「①公益目的保有財産」と「②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」に区分して記載した場合は、上段に当該財産の「①公益目的保有財産」における番号を記載してください（記載例：①-1）。また、別表 C(3)に基づき、下段に当該財産全体に占める公益目的事業以外に使用する割合を%で記載してください。



**【記載上の注意】**

- 「③資産取得資金」は、別表C(4)の資産取得資金について、記載してください。  
外形的にひとつの資産を取得する場合であっても、「公益目的保有財産」と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」に区分される共用財産を取得する場合には、「公益目的保有財産」を取得する資産取得資金と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」を取得する資産取得資金に区分してください。  
取得する資産が、公益目的事業と公益目的事業以外の用に共用する資産であっても、それぞれの用に供する箇所について物理的な特定が困難で、区分できない場合には、一の事業の資産として資産取得資金を経理してください。
- 「④特定費用準備資金」は、別表C(5)の特定費用準備資金について、記載してください。
- 「⑤交付者の定めた用途に従って現に使用・保有している財産」及び「⑥交付者の定めた用途に充てるために保有している資金」には、既に①～④に記載した財産を記載することはできません。

③資産取得資金(別表C(4)より)

区分	事業番号	事業目的	取得額		取得日
			取得額	取得額	
1					
2					
計(注)					

④特定費用準備資金(別表C(5)より)

区分	事業番号	事業目的	取得額		取得日
			取得額	取得額	
1					
2					
計(注)					

⑤交付者の定めた用途に従って現に使用・保有している財産(①～④に記載した財産は含まれません。)

区分	事業番号	交付者の定めた用途	取得額		取得日
			取得額	取得額	
1					
2					
計(注)					

⑥交付者の定めた用途に充てるために保有している資金(①～④に記載した資金は含まれません。)

区分	事業番号	交付者の定めた用途	取得額		取得日
			取得額	取得額	
1					
2					
計(注)					

控除対象財産の額(A～Fの合計)

区分	取得額	取得日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		

**g 資金の名称又は財産の名称**  
貸借対照表又は財産目録と一致した記載にしてください。

**h 公益目的保有財産**  
当該資産取得資金により、公益目的保有財産を取得する場合には、○を記載してください。

**i 共用財産、共用割合**  
「公益目的保有財産」と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」に区分される共用財産を取得するために、資産取得資金を区分した場合には、上段に関連する資産取得資金の番号を記載してください。(記載例：③-2)  
また、別表C(4)に基づき、下段に共用割合を%で記載してください。この場合、「公益目的保有財産」の取得に充てる資金(公益目的保有財産の欄に「○」を記載した資金)については、当該資産全体に占める公益目的事業に使用する割合を記載し、「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」の取得に充てる資金については、当該資産全体に占める公益目的事業以外に使用する割合を記載してください。

**j 公益認定後に公益目的取得財産残額となる  
ことが見込まれる額**  
移行登記をした日から認定法施行規則附則第4項の書類の提出があるまでの間に公益認定が取消された場合の公益目的取得財産残額の見込みを把握するためのものです。  
①～⑥までの財産のうち、公益目的事業を行うために使用又は処分する財産(事業番号に公益目的事業が含まれている財産)の合計額を記載してください。

**k Iのうち認定前に取得した不可欠特定財産  
の額**  
「①公益目的保有財産」のうち、認定前に取得した不可欠特定財産がある場合には、その合計額を記載してください。



公益目的保有財産がなければ、この別表は作成不要です。

### 別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算表



別表C(2)中の「① 公益目的保有財産」について、各事業別に配賦する際の基準と、その結果配賦された額について説明していただくものです。  
上段に配賦の根拠数値（単位は記載しないでください）を記載すれば、中段、下段ともに自動計算されます。

記入要領：下表の水色欄(部分)を記入してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算表

事業年度	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

別表C(2) 控除対象財産における①公益目的保有財産の各事業への配賦方法を確認するものです。  
複数の事業に関連する財産については、配賦基準を明記の上、記入して下さい。

(上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額)(単位：円)

番号	① 財産の名称	② 帳簿価額	③ 配賦基準	④ 公益目的事業会計						収益事業等会計						法人会計		
				公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	損1	損2	共通		小計	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

#### ① 財産の名称

財産目録と一致した記載にしてください。

#### ② 帳簿価額

申請書に添付した収支予算書の期末における帳簿価額を記載してください。

#### ③ 配賦基準

当該公益目的保有財産を公益目的事業と公益目的事業以外の両方の用に共用する場合、各事業や法人会計に配賦する基準（例えば、土地や建物の場合であれば面積比、使用日数など）とその単位を記載してください。

#### ④ 公益目的事業会計、収益事業等会計

上段に別紙2の「1. 事業の一覧」の該当する事業番号を記載し、下段に適宜、事業の略称を記載してください。



資産取得資金がない場合には、この別表は作成不要です。

## 別表C(4) 資産取得資金



別表C(2)中「③ 資産取得資金」について、説明していただくものです。

### 【記載上の注意】

- この様式は、資産取得資金ごとに作成してください。
- 資産取得資金は、積立対象資産ごとに1つの資金としてください。  
移行前に保有していた減価償却引当資産をそのまま資産取得資金として経理する場合は、資産ごとに1つの資金としてください。
- 外形的に1つの資産を取得する場合であっても、「公益目的保有財産」と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」に区分される共用財産を取得する場合には、「公益目的保有財産」を取得する資産取得資金と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」を取得する資産取得資金に区分して作成してください。
- 取得する資産が、公益目的事業と公益目的事業以外の用に共用する資産であっても、それぞれの用に供する箇所について物理的な特定が困難で、区分できない場合には、一の事業の資産として資産取得資金を経理してください。

別表C(4) 資産取得資金

事業年度	事業取得資金の名称(累積取得時科目)	対象となる資産の名称	当該資金の目的	積立期間(事業年度)	資産取得等予定時期	資産の取得等に必要な額の算定方法	資産全体に占める公益目的事業に使用する割合の説明(共用財産の場合のみ)

### 1. 控除対象資産における資産取得資金の計算

年度	取得の購入額(50%・50%超)	積立額	取崩額	資産取得資金の額(累計)	積立取崩額
前年度					
当年度					
次年度					
2014年度					
1年度					

### 2. 公益目的事業全体の収支明細における公益取得資金の当期積立額及び取崩額の計算

年度	収支明細上の積立額	収支明細上の取崩額	収支明細上の資産取得資金の額(累計)
前年度			
当年度			

### ① 事業番号

別紙2の「1. 事業の一覧」の該当する事業番号を記載してください。

### ② 資産取得資金の名称

貸借対照表又は財産目録と一致した記載にしてください。例えば、〇〇建物建替資金、〇〇用自動車取得資金など具体的に取得する資産がわかる名称を使用してください。

### ③ 対象となる資産の名称

当該資産取得資金により取得等する資産の名称を記載してください。

### ④ 当該資金の目的

当該資金により取得等する資産の用途について記載してください。

### ⑤ 積立期間(事業年度)

資産取得のためにこれまでに積み立ててあった積立金を移行時に資産取得資金に振替える場合であっても、過去の積立期間は含めず、申請書に添付した事業計画書の事業年度以降の年度を記載してください。

### ⑥ 資産取得等予定時期

資産取得等の予定の時期を記載してください。なお、時期を詳細に記載する必要はありませんが、資産取得等を予定する年度は必ず記載してください。

### ⑦ 資産の取得等に必要な額の算定方法

資産の取得等に必要な額をどのように算定したのか、算定根拠を示して説明してください。

### ⑧ 資産全体に占める公益目的事業に使用する割合の説明(共用財産の場合のみ)

資産取得資金により取得等をする資産の公益目的事業の用に使用する割合をどのように算定したのか、算定根拠を示して説明してください。

### ⑨ 前年度

この行を使用するのは、移行前に保有していた減価償却費引当資産をそのまま資産取得資金として経理する場合のみです。移行前に保有していた減価償却費引当資産をそのまま資産取得資金として経理する場合は、各資産ごとに1つの資金として区分し、資産取得資金の額(累計)・前年度の欄に区分後の資金残高を記載してください。



特定費用準備資金がない場合には、この別表は作成不要です。

## 別表C(5) 特定費用準備資金



別表C(2)中「④ 特定費用準備資金」について、説明していただくものです。

### 【記載上の注意】

○この様式は、特定費用準備資金ごとに作成してください。

別表C(5) 特定費用準備資金

記入事項 下記のものを、欄外に記入して下さい。

別表C(2) 控除対象財産における特定費用準備資金の増減となるほか、別表A(1)及びA(2) 収支相償の計算における公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整、別表B(4) 公益目的事業比率算定に係る計費業態における特定費用準備資金当期積立額、別表C(1) 控除対象財産の保有制限の判定における特定費用準備資金の公益実務費用額への算入額の算出に用います。

事業年度	特定費用準備資金の名称(実務制限科目)
前年度の特定活動の名称	
当該活動の名称	(a)
積立期間(事業年度)	(b)
当該活動の実施予定時期	(c)
積立限度額の算定方法	(d)
	(e)
	(f)
	(g)

※1 前年度の事業年度の報告(報告書)に該当する事業年度及び当該年度(以下「前年度」といいます)における当該活動又は目的の記載及び事業の区分(公益目的事業、公益事業、その他事業)を記入し、前年度の報告書に記入していただくこととなります。

※2 前年度の事業年度の報告(報告書)に該当する事業年度及び当該活動又は目的の記載及び事業の区分(公益目的事業、公益事業、その他事業)を記入していただくこととなります。

※3 前年度の事業年度の報告(報告書)に該当する事業年度及び当該活動又は目的の記載及び事業の区分(公益目的事業、公益事業、その他事業)を記入していただくこととなります。

1. 控除対象財産における特定費用準備資金(前年度の事業比率における当期積立額及び取崩額)の計算

年度	前年度の特定費用準備資金	当期積立額	取崩額	特定費用準備資金の額(累計)	積立限度額
前年度	西	西	西	西	西
当年度	西	西	西	西	西
前年度	西	西	西	西	西
当年度	西	西	西	西	西
前年度	西	西	西	西	西
当年度	西	西	西	西	西
前年度	西	西	西	西	西
当年度	西	西	西	西	西
前年度	西	西	西	西	西
当年度	西	西	西	西	西

※1 当該年度の当該事業年度の報告(報告書)に記入していただくこととなります。

【当年度】計算全体のうち、当年度中の増減を記載し

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額(累計)	積立限度額
前年度	西	西	西	西
当年度	西	西	西	西

※2 前年度の報告書に、当該活動(特定費用準備資金)の増減を記載して下されい。

※3 前年度の報告書に、当該活動(特定費用準備資金)の増減を記載して下されい。

2. 公益目的事業全体の収支相償における特定費用準備資金の当期積立額及び取崩額の計算

【当該特定費用準備資金が、公益目的事業に係る資金である場合のみ、記入して下さい。】

年度	収支相償上の積立額	収支相償上の取崩額	収支相償上の特定費用準備資金の額(累計)
前年度	西	西	西
当年度	西	西	西

※1 収支相償上の積立額、収支相償上の取崩額は、前年度の報告書に記入して下さい。

※2 収支相償上の積立額、収支相償上の取崩額は、前年度の報告書に記入して下さい。

※3 収支相償上の積立額、収支相償上の取崩額は、前年度の報告書に記入して下さい。

### ① 事業番号

別紙2の「1. 事業の一覧」の該当する事業番号を記載してください。

### ② 特定費用準備資金の名称

貸借対照表又は財産目録と一致した記載にしてください。例えば、〇〇事業拡大資金、〇〇事業開催資金など具体的な用途がわかる名称を使用してください。なお、一括りとした事業の中で複数の特定費用準備資金を設定する場合には、それぞれの資金が判別できる名称を使用してください。

収支相償の第1段階で生じた剰余金を翌年度に当該事業の支出拡大等で費消するために特定費用準備資金として管理する場合は、短期特定費用準備資金(貸借対照表上は、流動資産に計上されます。)と明記してください。

### ③ 将来の特定の活動の名称

当該特定費用準備資金により実施する活動の名称を記載してください。ただし、活動の名称が未定の場合、仮称でも構いません。

「※2」に従い、括弧書きで将来の新規事業の内容を記載する場合は、別紙2に記載する「事業の内容」に準じて記載してください。

### ④ 当該活動の内容

当該資金を使用する活動の内容について記載してください。

「※3」に従い、将来の新規事業の概要を記載する場合は、「公益目的事業のチェックポイント」に準じて記載してください。

### ⑤ 当該活動の実施予定時期

特定費用準備資金の対象となる活動の実施予定時期を記載してください。なお、時期を詳細に記載する必要はありませんが、当該活動を予定する年度は必ず記載してください。

### ⑥ 積立限度額の算定方法

事業の実施に必要な額をどのように算定したのか、算定根拠を示して説明してください。短期特定費用準備資金の場合には記載不要です。

### ⑦ 積立期間(事業年度)

将来の特定の活動のためにこれまでに積み立ててあった積立金を特定費用準備資金に替える場合であっても、当該積立金を取り崩し、新規に特定費用準備資金を積み立てることとなるため、過去の積立期間は含めず、申請書に添付した事業計画書の事業年度以降の年度を記載してください。

短期特定費用準備資金は1年間となります。

### ⑧ 1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

特定費用準備資金の計画全体について、記載してください。必要に応じて、行の追加、削除を行ってください。